

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	富山県小矢部市

小矢部市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 小矢部市産業建設部農林課
所在地 富山県小矢部市本町 1 番 1 号
電話番号 0766-67-1760
F A X 番号 0766-67-5009
メールアドレス

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ、ツキノワグマ
計画期間	令和3年度～令和6年度
対象地域	富山県小矢部市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度～令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	419万円、5.1ha
ツキノワグマ	人身被害	0件

(2) 被害の傾向

<p>①イノシシ イノシシによる被害は、春から秋にかけての水稲の被害であり、被害内容としては、水稲ほ場や畦畔の踏み荒らしである。被害区域は市内中山間地域全域のほか、平地においても被害が拡大しつつある。</p> <p>②ツキノワグマ ツキノワグマによる被害は、現在のところ発生していないが、春から秋にかけて中山間地で目撃情報や痕跡情報が報告されており、今後も人的被害が発生しないように警戒を行う必要がある。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

イノシシ

指標	現状値（平成29年度～令和元年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	419万円	210万円
被害面積	5.1ha	2.6ha

ツキノワグマ

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
人身被害	0件	0件

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲隊を編成し、箱わなによる捕獲を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟者の減少と高齢化により猟銃を使用できる隊員が不足しており後継者育成が課題である。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人による電気柵の設置 (R2年度末111,586m) ・ 有害鳥獣対策協議会による電気柵の整備 (R2年度末160,502m) ・ 緩衝帯の設置のため森林整備事業等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵の既設置地域から周辺にある未設置地域への被害の移動を防止する必要がある。 ・ 個別に電気柵を整備している地域があることから、効率的に電気柵が整備されるよう地域一体となった取り組みを推進する必要がある。

(5) 今後の取組方針

<p>小矢部市における平成29年度から令和元年度までの平均被害金額は419万円、平均被害面積は5.1haとなっている。</p> <p>主な被害はイノシシによるもので、被害額は高い水準で推移している。</p> <p>小矢部市では、被害防止計画を策定するに当たり、被害軽減目標を現状値の50%減の210万円とする。</p> <p>被害の中心となっているイノシシ対策として、以下の活動を推進する。</p> <p>①被害軽減のための情報提供、研修会の開催</p> <p>野生鳥獣の習性や正確な被害状況などを地域に提供することによる鳥獣被害防止の啓発普及</p> <p>住民が主体となって自らが考え被害防止対策に取り組んでいくため、住民を対象とした研修会や説明会などを開催し、生息環境管理の必要性について、住民に理解を促し、意識改革を行っていく。</p> <p>②被害防除対策の推進</p> <p>電気柵、箱わな、くくりわな等捕獲用機材設置推進のため設置講習会の開催、設置費用の助成</p> <p>狩猟後継者の育成</p> <p>③野生鳥獣の生息環境の整備</p> <p>里山林での緩衝帯整備のための森林整備事業の実施</p> <p>④個体数管理</p> <p>小矢部市有害鳥獣捕獲隊と連携した計画的な捕獲の実施</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

小矢部市有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲檻の設置による捕獲を実施する。
また、第一種免許を取得している捕獲隊員の中から小矢部市有害鳥獣対策実施隊員を任命し、年間を通じたパトロールでの情報収集や緊急出動による捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3年度	カラス イノシシ ハクビシン タヌキ	鳥獣被害防止研修会の実施 狩猟免許取得の推進 箱わな、くくりわな等捕獲用機材の導入
4年度	カラス イノシシ ハクビシン タヌキ	鳥獣被害防止研修会の実施 狩猟免許取得の推進 箱わな、くくりわな等捕獲用機材の導入
5年度	カラス イノシシ ハクビシン タヌキ	鳥獣被害防止研修会の実施 狩猟免許取得の推進 箱わな、くくりわな等捕獲用機材の導入
6年度	カラス イノシシ ハクビシン タヌキ	鳥獣被害防止研修会の実施 狩猟免許取得の推進 箱わな、くくりわな等捕獲用機材の導入

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>①カラス カラスの捕獲数は、過去4年間約30～80羽の範囲で推移しており、生息数も市内に大きなねぐらもないことから横ばいであると考えられる。そのため捕獲計画数は過去4年間の捕獲実績の平均である60羽とする。 捕獲実績：平成29年度 80羽、平成30年度 74羽、 令和元年度 33羽、令和2年度 58羽</p> <p>②イノシシ 富山県イノシシ管理計画に基づき、個体数調整捕獲を実施する。 イノシシは過去3年間の捕獲実績を考慮し、被害額を現在の半分にする計画を達成するため、令和6年度の捕獲頭数が800頭となるよう、平成29年度から令和元年度までの平均捕獲頭数を毎年度100頭増やしていく計画とする。</p>

捕獲実績：平成29年度487頭、平成30年度497頭、令和元年度540頭、令和2年度131頭 平成29～令和元年度 平均 508頭

③ハクビシン

ハクビシンについて現在捕獲対策は行っていないが、市内の出没状況等を考慮して5頭とする。

捕獲実績：平成29年度 0頭、平成30年度 0頭、令和元年度 0頭、令和2年度 1頭

④タヌキ

タヌキについて現在捕獲対策は行っていないが、市内の出没状況等を考慮して5頭とする。

捕獲実績：平成29年度 0頭、平成30年度 0頭、令和元年度 0頭、令和2年度 3頭

⑤ツキノワグマ

ツキノワグマについては、「富山県ツキノワグマ管理計画」に基づき、人とクマの緊張感のある共存関係の構築を目指すこととしている。捕獲においても、被害状況等に留意し、人身被害が発生する恐れがある場合のみとするため、人身被害を0件とする計画とする。

⑥ニホンジカ

目撃情報あるが被害報告はない。

今後、個体数が増加し、スギ新植地での被害が予想されるため、「富山県ニホンジカ管理計画」に基づき、捕獲を実施する

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	3年度	4年度	5年度	6年度
カラス	60	60	60	60
イノシシ	500	600	700	800
ハクビシン	5	5	5	5
タヌキ	5	5	5	5
ツキノワグマ	—	—	—	—

※ツキノワグマの捕獲頭数は、「富山県ツキノワグマ管理計画」に準ずるものである。

捕獲等の取組内容
有害鳥獣については、春季から秋季の農作物被害が多発する期間において必要に応じて捕獲を行うほか、農作物以外であっても実際に被害が発生している場合には冬季であっても捕獲を行なう。 なおツキノワグマについては、年間を通じて定期的なパトロールを実施し人身被害を未然に防ぐ。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	3年度	4年度	5年度	6年度
イノシシ	電気柵(2段) 30,000m	電気柵(2段) 30,000m	電気柵(2段) 30,000m	電気柵(2段) 30,000m
同上	耐雪型恒久柵 10,000m	耐雪型恒久柵 10,000m	耐雪型恒久柵 10,000m	耐雪型恒久柵 10,000m

(2) その他被害防止に関する取組

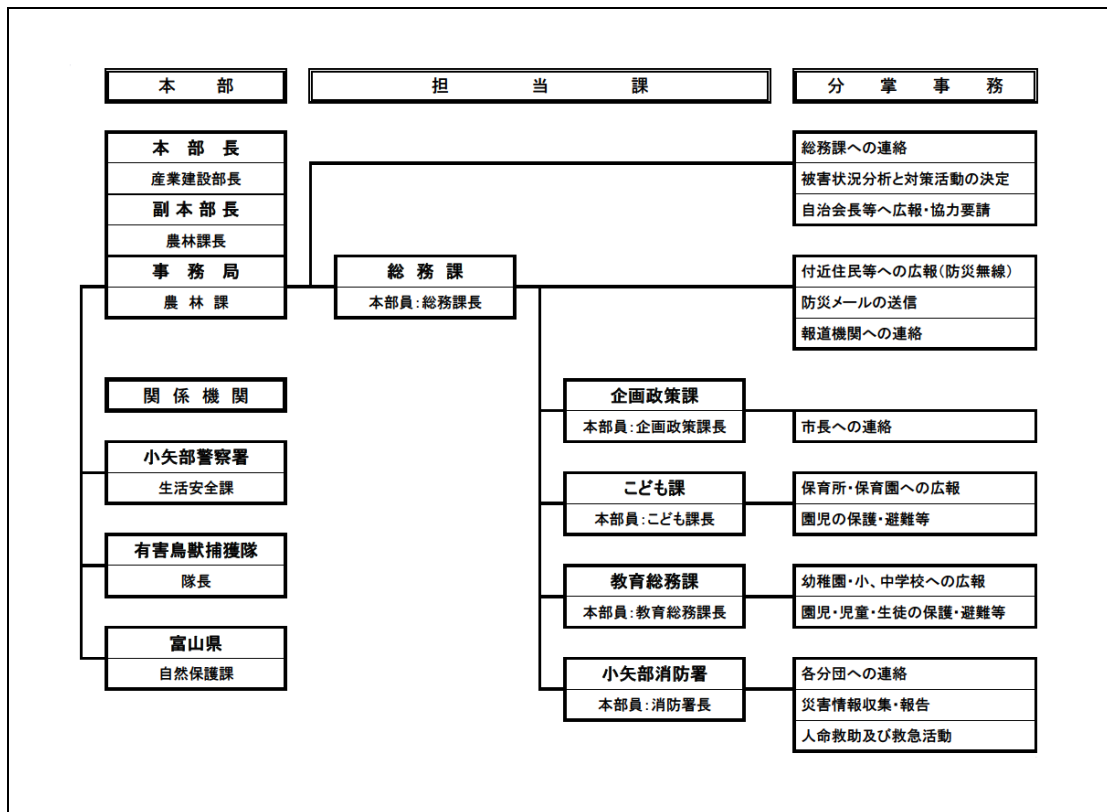
年度	対象鳥獣	取組内容
3年度	カラス イノシシ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ	被害地域での対策協議、現地研修会の開催 緩衝帯としての森林整備事業の実施 放任果樹の除去推進 地域住民による草刈の徹底 広報活動による被害防止の啓発の推進
4年度	カラス イノシシ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ	被害地域での対策協議、現地研修会の開催 緩衝帯としての森林整備事業の実施 放任果樹の除去推進 地域住民による草刈の徹底 広報活動による被害防止の啓発の推進
5年度	カラス イノシシ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ	被害地域での対策協議、現地研修会の開催 緩衝帯としての森林整備事業の実施 放任果樹の除去推進 地域住民による草刈の徹底 広報活動による被害防止の啓発の推進
6年度	カラス イノシシ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ	被害地域での対策協議、現地研修会の開催 緩衝帯としての森林整備事業の実施 放任果樹の除去推進 地域住民による草刈の徹底 広報活動による被害防止の啓発の推進

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小矢部市	関係機関との連絡調整、被害状況分析、住民への広報、避難指示・誘導
小矢部警察署	現場確認調査、周辺パトロール
小矢部市鳥獣被害対策実施隊	加害鳥獣の捕獲
富山県	連絡体制の整備、知識の提供と普及啓発

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小矢部市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
自治会代表	住民との調整
いなば農業協同組合	農業者への指導及び調整
高岡地域農業共済組合	農業者への指導及び調整
富山県西部森林組合高岡支所	森林施業、林業関係者との調整

小矢部市有害鳥獣捕獲隊	捕獲に関する指導
富山県高岡農林振興センター	被害防止に関する指導及び情報提供
小矢部市	協議会の運営

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
富山県農村振興課	鳥獣害防止対策事業、農産物被害の取りまとめ
富山県自然保護課	被害対策、野生鳥獣の情報提供、指定管理鳥獣捕獲等事業との連携等
富山県小矢部警察署	人身被害に対する連絡体制の構築、ツキノワグマ出没時の現地調査等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>実施隊は猟銃の扱いに熟達した捕獲隊員と農林課担当職員をもって構成する。</p> <p>実施隊員は対象鳥獣の捕獲及び被害防止に関する指導を行うものとする。</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>該当なし。</p>

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>捕獲した鳥獣の処理については、捕獲者による自家消費、捕獲現場での埋設、処理施設での焼却及び学術研究への利用とする。</p>
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

<p>捕獲後に適切に処理施設で処理された対象鳥獣については、新たなジビエ料理としての活用を検討していきたい。</p>
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>被害防止対策に関して、各関係機関、近隣市町村の対策協議会と情報交換を図り広域的な連携体制を整える。</p>
--